

富来義務教育学校及び富来地域避難拠点施設整備に係る

町民説明会

令和8年2月16日（月）午後7時より
富来活性化センター 大ホール

次 第

1 開会

2 説明

- ① 富来義務教育学校整備に係るこれまでの経過概要について
- ② 義務教育学校について（概要説明）
- ③ 富来義務教育学校施設整備基本計画及び富来地域避難拠点施設整備基本計画の概要について

3 意見交換

4 閉会

メ モ

富来義務教育学校整備に関するご意見について

本日の説明会にご参加いただき、ありがとうございました。

新しく建設する義務教育学校について、次の2点についてご意見フォームから皆様のご意見をお聞かせください。

- ① 新しく建設する校舎（ハード面）についてのご意見
- ② 新しい学校でのカリキュラム等（ソフト面）についてのご意見

新しい学校では、地域の特色を活かしたカリキュラムで魅力的な学校づくりを推進していきます。新しい学校の施設や設備についてのアイデアやご意見の他に、何をどのように学ぶのかといった学びの内容やその仕組みについてのご意見もいただければ幸いです。



<https://forms.office.com/r/x8Rf6XVhXZ>

受付期間：2月16日（月）～2月27日（金）

①富来義務教育学校整備に係るこれまでの経過概要について

1 「施設一体型の小中一貫教育学校開設」の答申

○令和4年5月27日～令和5年9月20日

富来地域の小中学校のあり方について、富来地域小中学校適正規模・適正配置検討委員会を設置し、計10回開催した。

○令和5年10月25日

富来地域小中学校適正規模・適正配置検討委員会から町教育委員会への答申

○小中学校のあり方

「富来小学校と富来中学校を集約し、**施設一体型の小中一貫教育学校**を開設することが望ましい。」

2 令和6年能登半島地震の被害により、富来小学校（相神）を富来中学校へ移転

○令和6年1月1日 地震により学校施設に甚大な被害が発生

○令和6年1月10日 被災建築物応急危険度判定の資格を有する山岸建築設計事務所に被災建物の診断を依頼し、富来小学校は危険。また、富来中学校は安全性に問題なしとの判定を受けた。

○令和6年1月25日 富来小学校（相神）を富来中学校へ移転し、学校再開

○令和6年2月19日 文部科学省による被災度区分判定調査の実施

・富来小学校（相神） 調査の結果、半壊の規準に該当し改築することが妥当であるとの判定を受けた。

・富来中学校 調査の結果、基礎及び上部構造の復旧が必要であるが、安全性に問題なしとの判定を受けた。

3 小中一貫教育学校として、新しく整備（新築）

○令和6年8月 町総合教育会議

富来地域の小中学校の今後のあり方について以下の様に決定

・子どもたちの安全・安心な教育環境を早期に確保するため、**将来の児童生徒数に見合った適正規模の小中一貫教育学校として、新しく整備する。**

4 新校舎は富来中学校の敷地内に整備

○令和6年9月 第3回志賀町議会定例会

町長が以下のように説明

・富来小学校（相神）は、グラウンドに仮設住宅が建設されていることなどから、**新校舎は富来中学校の敷地内に整備する**方針とし、今後、具体的な検討を進める。

5 富来地域の復興計画に合わせて、義務教育学校（小中一貫教育学校）を整備

○令和7年2月 令和7年第1回志賀町議会定例会

町長が、創造的復興リーディングプロジェクトに掲げる事業の中で、以下のように説明

・「**富来義務教育学校整備事業**」について、富来小学校は能登半島地震で甚大な被害を受け、現在、富来中学校を使用して授業を行っている。児童生徒数の急激な減少に伴い、児童・生徒数に見合った適正な規模の小中一貫校として整備する。

○令和7年4月24日：富来小PTA総会 5月8日：富来中PTA総会

今後の見通しについて説明

富来地域の「避難拠点施設整備事業」及び「富来義務教育学校（小中一貫教育学校）整備事業」の**基本計画を進めていく。**

6 富来中学校周辺基本構想の中で義務教育学校を整備

○令和7年6月11日 議会全員協議会において町長説明

富来中学校周辺の整備計画について、**避難拠点施設と義務教育学校・放課後児童クラブからなる複合型の整備方針**を提案する。

○令和7年11月27日 議会全員協議会において町長説明

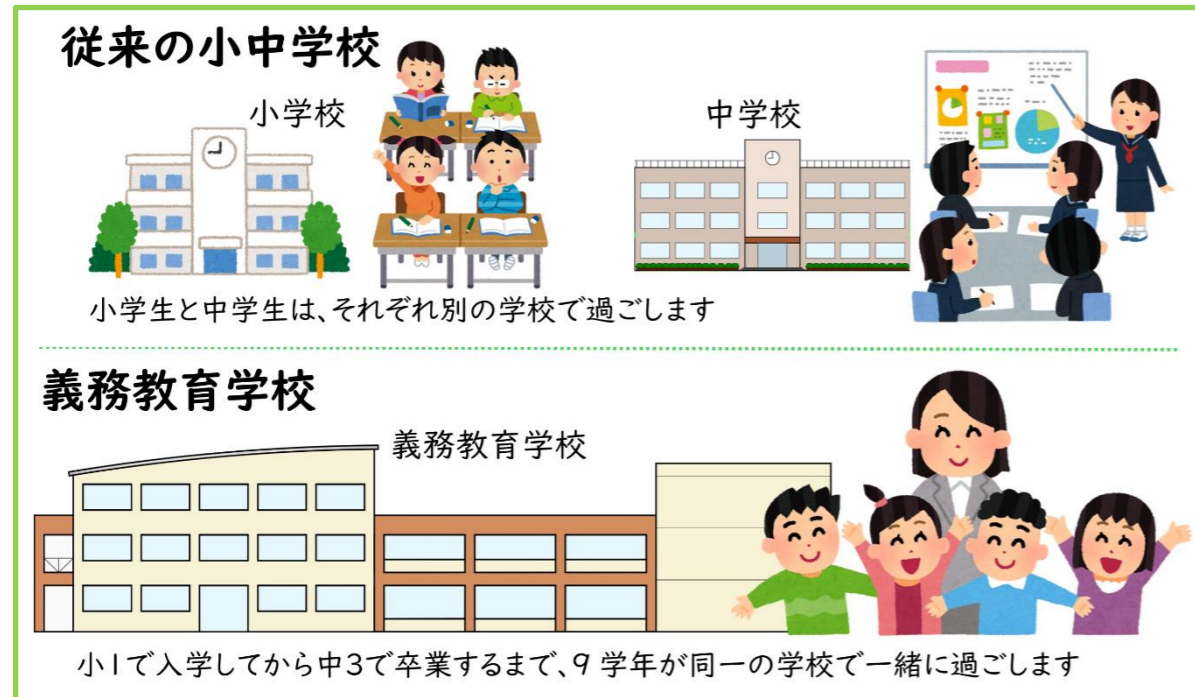
富来中学校周辺の整備について、避難拠点施設と義務教育学校・放課後児童クラブからなる複合型の整備方針＝「**富来義務教育学校整備基本計画（案）**」及び「**富来地域避難拠点施設整備基本計画（案）**」を提案する。

②義務教育学校について（義務教育学校とはどんなものか）

1 義務教育学校とは

義務教育学校とは、小学校の6年間で中学校の3年間で一貫した教育を行う学校のことです。「小学校」「中学校」などと同様、学校の種類の一つとして2016年に制度化されました。国が定めている義務教育は小・中学校の9年間であり、この期間を子どもたちの心身の発達に応じて基礎的な段階から伸ばしていくことを目的につくられた比較的新しい学校の形といえます。文部科学省の「学校基本調査」によると令和7年5月1日現在、全国に261校（うち県内4校）があり、約8万6千人が在学しています。

2 従来の小中学校や小中一貫校（小中一貫型小・中学校）と義務教育学校のちがい



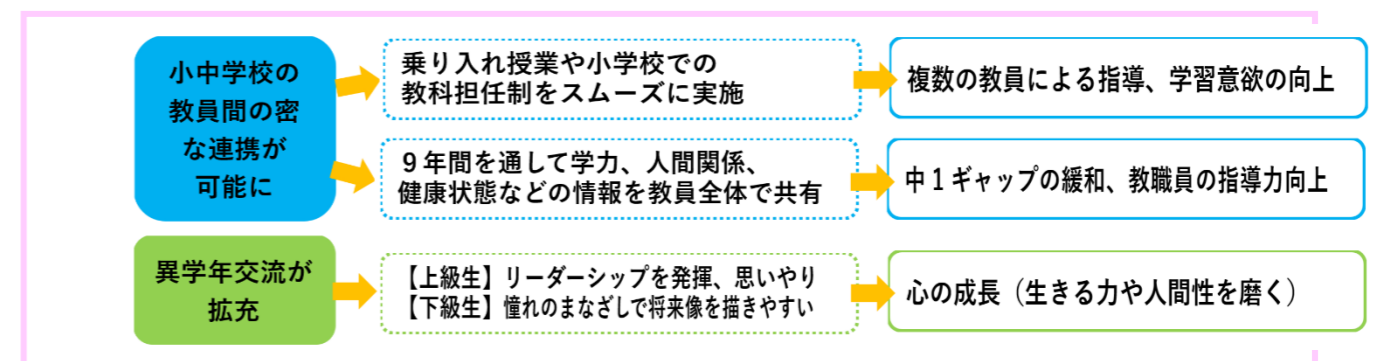
	義務教育学校	小中一貫型小・中学校
修業年限	9年（前期課程6年、後期課程3年）	小学校6年、中学校3年
組織・運営	一人の校長、一つの教職員組織	それぞれの学校に校長、教職員組織
教員の免許	原則、小学校・中学校の両免許状を併有	所属する学校の免許状を保有
教育課程	<ul style="list-style-type: none"> ・9年間の教育目標の設定 ・9年間を見越した教育課程（カリキュラム）の編成 	

- ① 小中一貫校では、小学校と中学校はあくまで別の学校となりますので、それぞれに教職員組織があり、それぞれの学校において教育目標の設定や教育課程の編成が行われます。
- ② 一方で、義務教育学校は一つの組織であるため、一人の学校長のリーダーシップのもと、9年間を見通した教育目標を設定し、教職員は小学校、中学校の隔たりなく児童生徒の指導に当たることができます。
- ③ 一つの学校組織となる義務教育学校の方が、より特色のある効果的な取組が可能となります。

3 義務教育学校のメリット

9年間を見越した教育の一貫性と、カリキュラムの自由度の高さによる質の高い教育活動の実現

- ① 教員の持つ免許の専門性に応じて、もともと中学校で教えていた教員が小学校相当の児童を教えるような乗り入れ授業や、小学校段階からの教科担任制をスムーズに取り入れることができます。
- ② 9年間を通して、教職員が小学校、中学校の隔たりなく児童生徒の情報を共有し、指導にあたるため一貫した教育が可能で、生徒が中学校進学の際に感じる段差の解消につながります。
- ③ 9学年が1つの学校で過ごすことにより、小学校低学年相当の児童にとっては、中学生が勉強したり部活動をした姿を身近に見てよい刺激を受けることができます。
- ④ また、中学生相当の生徒にとっては、小学校相当児童との普段からの交流を通して、年長者としての意識が高まります。
- ⑤ 基本的な学習内容は、一般的な小学校、中学校と同じですが、地域の特色を生かしたカリキュラム編成や、9年間の区切りを6年-3年以外に設定するなど柔軟な対応が可能となります。



4 「4-3-2制」について

- ① 義務教育9年間の区切りを「小学校6年間」と「中学校3年間」とする「6-3制」が一般的ですが、義務教育学校における小中一貫教育の効果を高めるために、「6-3制」の大きな枠組みを残しつつ、「小学1～4年の4年間」、「小学5・6年と中学1年の3年間」、「中学2・3年の2年間」を区切りとする「4-3-2制」を導入する事例が増えています。
- ② 「4-3-2制」のイメージ

				習熟・接続期			充実・発展期	
				5年生	6年生	7年生	8年生	9年生
基礎・基本期				学力の向上や義務教育前期課程から後期課程への円滑な接続を図る期間			自立して生きる力を育む義務教育9年間のまとめの期間	
1年生	2年生	3年生	4年生	学習への興味・関心をもたせ、基本的な学習習慣や生活習慣を身に付けさせる期間				
前期課程6年間 小学校段階に相当						後期課程3年間 中学校段階に相当		

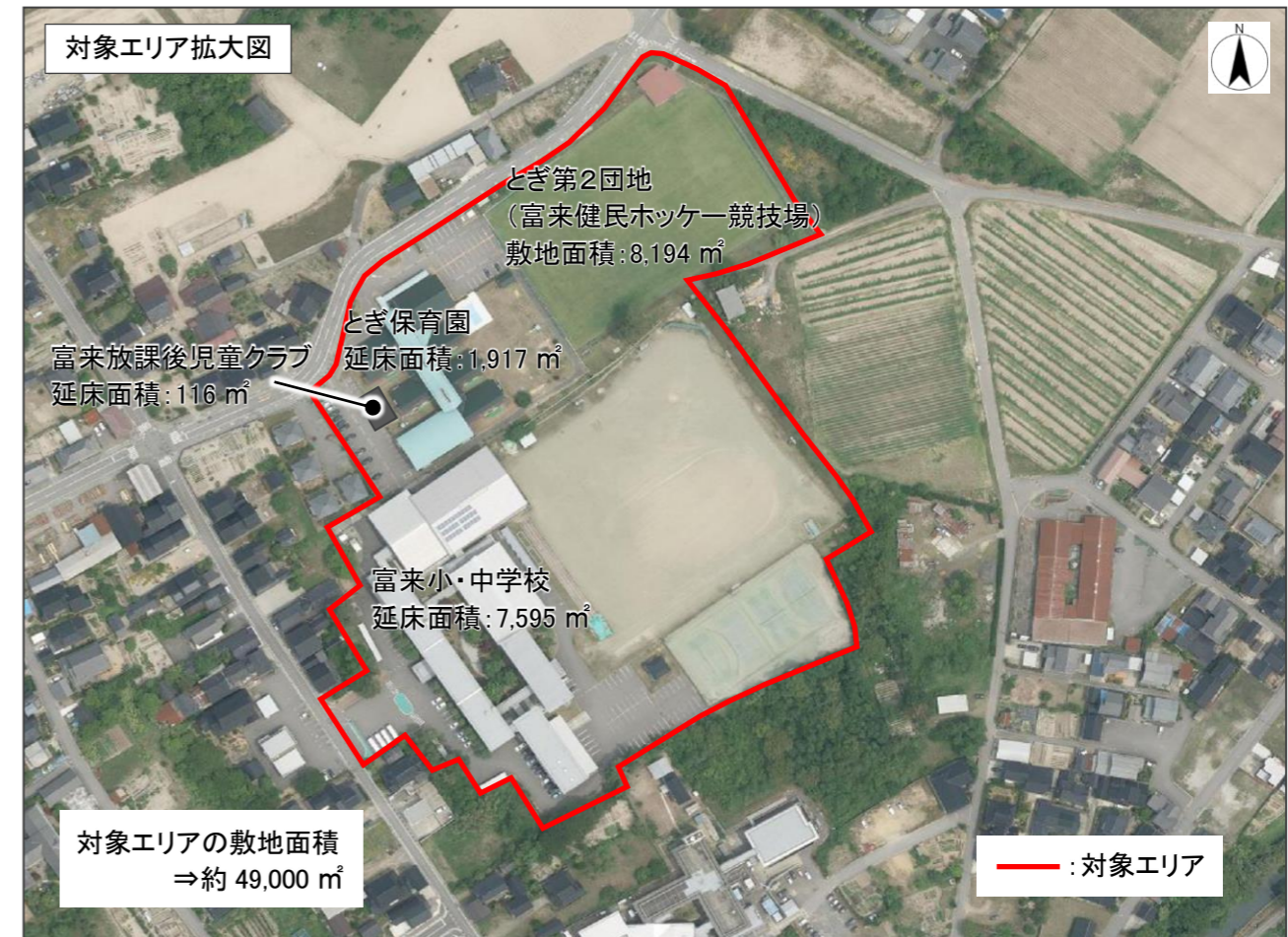
③富来義務教育学校整備基本計画（案）及び 富来地域避難拠点施設整備基本計画（案）
概要説明資料

令和8年 2月 16日

1 対象エリアの現状

本町では、「志賀町令和6年能登半島地震復興計画」「志賀町富来中学校周辺基本構想」に基づき、富来地域における復興のシンボルとなる「富来義務教育学校」及び「富来地域避難拠点施設」の整備を進めています。本基本計画は、両施設の具体化に向けて、施設整備に関する前提条件や施設整備の理念・規模・配置、動線計画等の基本方針をとりまとめたものです。

■対象エリア：富来小・中学校、富来放課後児童クラブ、とき保育園、とき第2団地（富来健民ホッケー競技場）



2 整備コンセプト（志賀町富来中学校周辺基本構想より）

安心・安全な暮らしの中で、
子どもたちの笑顔あふれる、
富来の『芯』づくり

持続可能な災害に強い地域づくりに向けた防災拠点施設の整備を図るとともに、被災した小・中学校の一体的な再整備により、子どもたちが安全で快適に学習できる環境を確保することを目的とし、当該整備が富来地域の復興の精神的なシンボル（“芯”）となることを目指します。

※「志賀町令和6年能登半島地震復興計画」における、復興の将来像「ふるさと再起動 シン・志賀町へ」を踏まえ、『シン』をキーワードとして整備コンセプト・整備方針を設定。

3 整備方針（志賀町富来中学校周辺基本構想より）

- 伸** 多機能の一体配置による、**地域力を伸ばす拠点**づくり
保育、学校教育、防災、交流など多様な機能を集約的に配置し、**持続可能な富来地域の復興のシンボル**としての役割を担うとともに、子どもたちだけでなく保護者や地域住民の**心の拠り所となる拠点づくり**を図ります。
- 深** 小中一貫教育の中で、**深い学びと絆を育む**学校づくり
甚大な被害を受けた小・中学校を早急に再建するため、義務教育学校として新たに一体的に整備し、富来地域の次代を担う子どもたちの**安全で快適な教育環境を確保**するとともに、その環境のもとで、**深い学びと互いの絆を育む学舎づくり**を図ります。
- 心** 災害に強く、**安心して暮らし続けられる**安らぎづくり
災害発生時に地域住民の避難所となる**オフグリッドの考え方を取り入れた拠点施設を一体的に確保**することにより、地域住民が**安心して暮らせる地域の実現**を図るとともに、平時は、地域住民の**交流・学習などの場としての活用**を図ります。

4 富来小・中学校における将来児童生徒数の想定

富来小・中学校における児童生徒数は年々減少することが想定され、富来義務教育学校の開校が予定されている令和11年度には、小学校1～6年生が計55人、中学校1～3年生が計42人と想定されています。

また、令和7年度、小学校2年生と3年生は複式学級となっており、今後も複式学級となる学年が出てくることが想定されます。

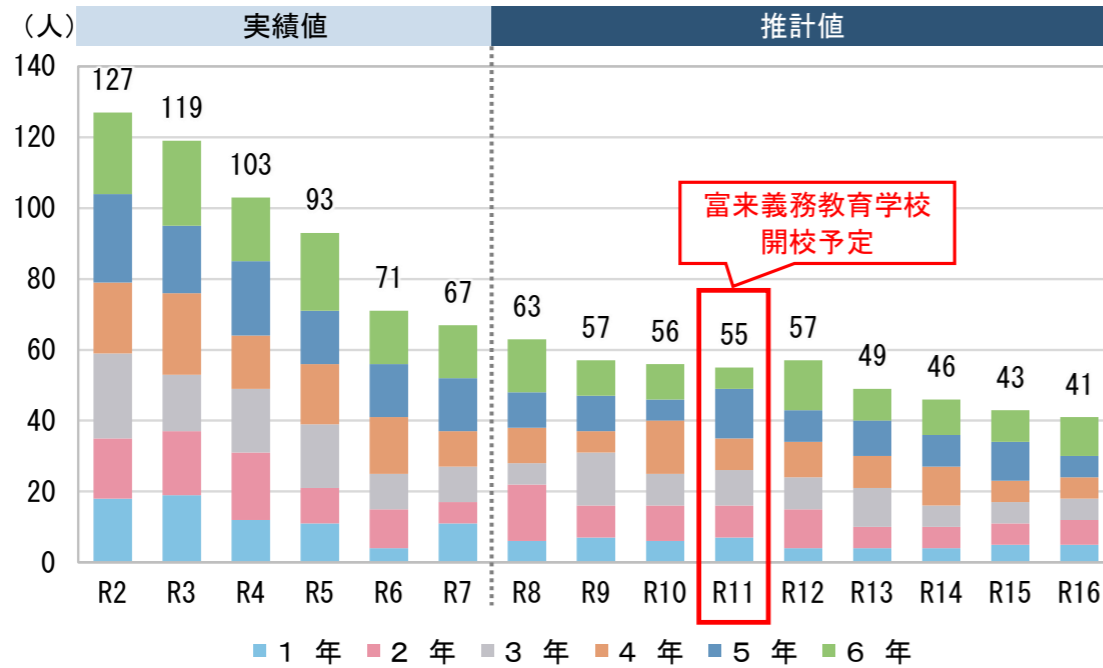


図 富来小学校における児童数の推移

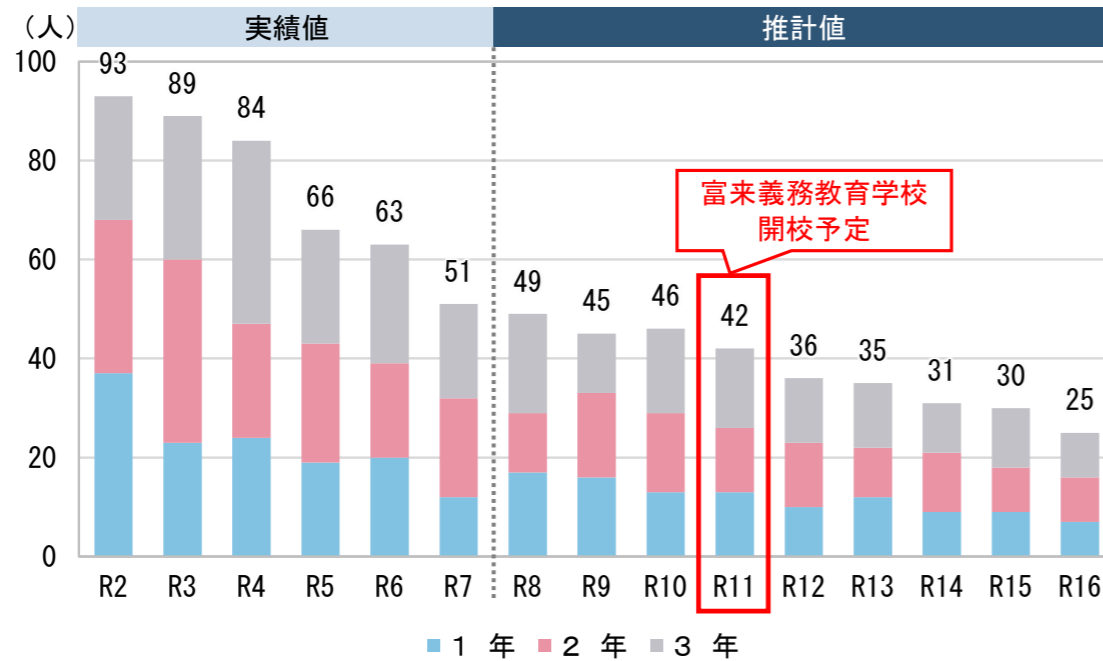


図 富来中学校における生徒数の推移

※令和7年度までは各年4月1日時点実績値、令和8年度からは推計値（特別支援学級生徒数は除く）

データ出典：志賀町

5 富来義務教育学校における施設整備基本目標

富来義務教育学校における施設整備基本目標を以下のように設定します。

基本目標1 安全・安心で快適に学べる学校づくり

誰もが安心して通える学校を実現するため、耐震性・防犯性の確保やバリアフリー環境・ユニバーサルデザインの導入を推進します。

また、大規模災害発生時における地域の防災拠点として、オフグリッドの考え方の導入を検討するなど、防災機能を確保します。

児童生徒が生き生きと元気に学ぶため、採光や通風などの配慮により、快適な教育環境の確保を目指します。

基本目標2 9年間の深い学びを実現する学校づくり

義務教育9年間を見通した教育プログラムや学習スタイルに対応できる教育環境を確保します。また、『4-3-2制』の導入や小・中学校の接続の円滑化（中1ギャップの解消、児童生徒の心理的な負担の軽減）を念頭においた各諸室の配置、機能的な動線計画を行います。

基本目標3 多様な交流と絆を育む学校づくり

児童生徒による交流活動の推進や小・中学校の教職員による連携強化を実現するため、交流の場を確保するとともに、各諸室の配置や動線計画を工夫します。

基本目標4 富来（ふるさと）の豊かな教育環境を活かした学校づくり

富来地域の豊かな風土・歴史・文化などの教育資源を活用した教育活動を進め、ふるさとを深く知り、ふるさとを愛する学習を展開するため、富来地域の歴史等を学ぶことができるスペースの配置を検討します。

基本目標5 地域課題に柔軟に対応できる持続可能な学校づくり

児童生徒の減少や学習形態の多様化に柔軟に対応可能な諸室を計画します。

校舎への県産材の活用により、暖かみを感じられる空間形成を図るとともに、省エネルギー化をはじめとする環境負荷低減への配慮等、自然環境に配慮した環境にやさしい学校整備を目指します。

6 富来地域避難拠点施設における施設整備基本目標

富来地域避難拠点施設における施設整備基本目標を以下のように設定します。

基本目標1 災害に強い安心・安全な避難拠点づくり

災害発生時における多数の避難者の受入が可能な避難スペースを確保するとともに、発災から3日間、自立エネルギーを確保することができる災害に強いオフグリッドの考え方を導入した施設とします。

また、富来地域の他の避難所等への支援物資の輸送拠点、プッシュ型支援物資の受入機能等、地域の避難拠点としての機能を確保します。

基本目標2 富来地域の復興のシンボルとなる交流・賑わい拠点づくり

子どもからお年寄りまで全世代の町民が利用することができる地域の交流・賑わい拠点の整備を通して、町民の心の拠り所となる拠点づくりを目指します。

避難拠点施設の平時利用として、町民のスポーツ、生涯学習、各種の講座や教室、イベント開催等に利用可能なスペースを確保します。また、屋内遊戯施設を求める町民のニーズ等を踏まえ、子どもの遊び場の設置を検討します。

誰もが安心して利用できる施設を実現するため、バリアフリー環境、ユニバーサルデザインの導入を推進します。

7 施設配置・動線計画図

富来義務教育学校及び富来地域避難拠点施設における施設配置及び動線計画を以下に示します。

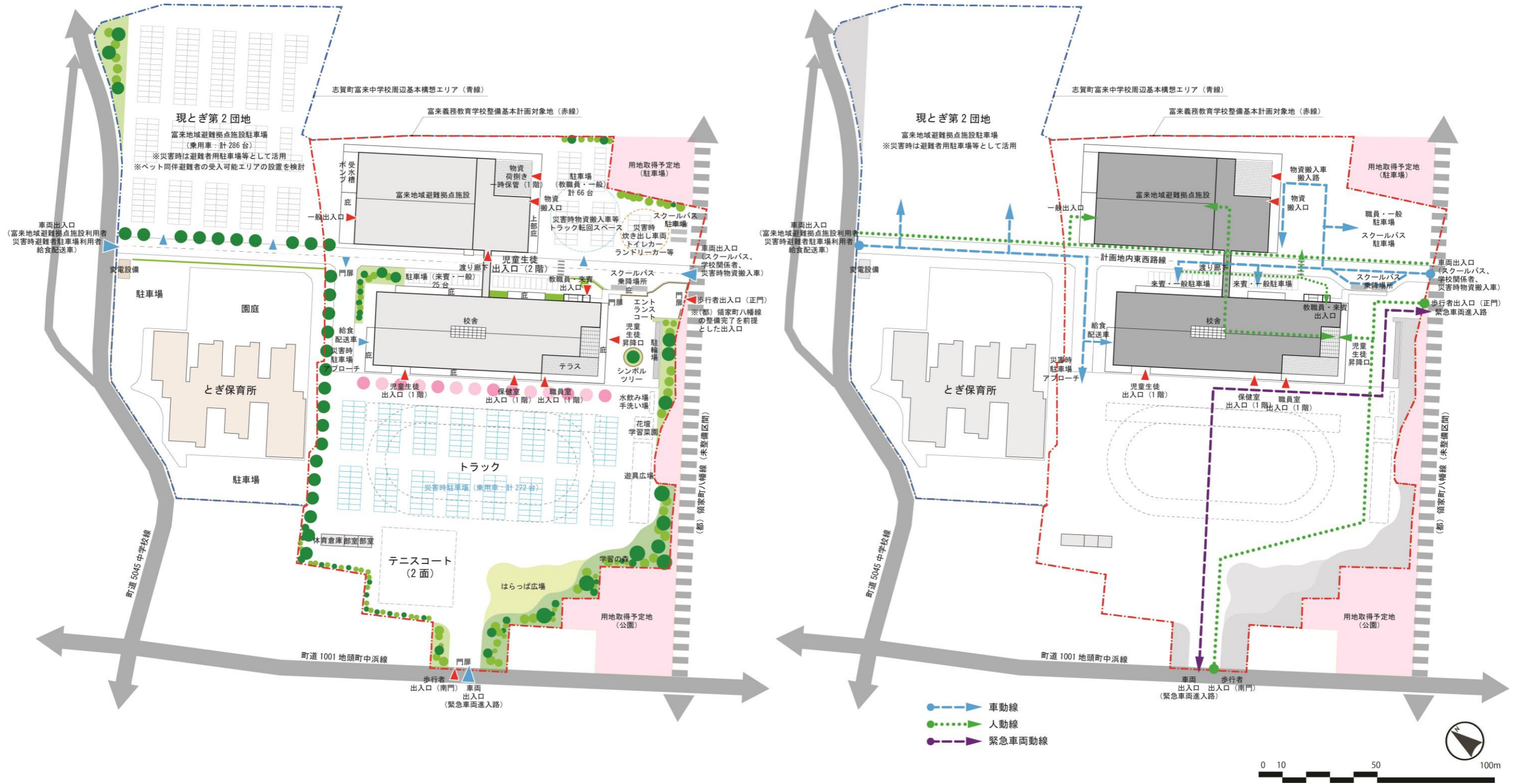


図 施設配置計画図

図 動線計画図

※掲載している計画図は、現段階のイメージを示したもので、今後の設計における検討により、変更となる可能性があります。

8 導入諸室等の概要（富来義務教育学校）

小学校施設整備指針及び中学校施設整備指針（ともに文部科学省【R4.6】）に基づき、今回新たな義務教育学校建設にあたって導入する諸室を以下に示します。

表 屋内施設への導入諸室一覧（1/2）

区分	諸室	概要
1) 普通教室群	①普通教室	・通常の授業を受けるための教室
	②特別支援学級（通級学級含む）	・学習障害（LD）、注意欠陥/多動性障害（ADHD）、高機能自閉症等の児童を含め、障がいのある児童等教育上特別な支援を必要とする児童のための教室 ・現小中学校における学級数を踏まえ、4室計画
2) 特別教室群	①理科室	・実験、観察等に必要な各種設備を備えた教室 ・小・中学校において使用する器具が異なること、授業での利用頻度が高く、授業前に器具等の準備が発生することを踏まえ、2室計画
	②音楽室	・主に音楽の授業を行う教室 ・視聴覚室の機能を合わせて計画 ・部活動での利用も想定し、他の特別教室より広い空間として1室計画
	③美術室・ 図画工作室	・図画工作、美術の授業において表現活動を行う教室 ・小・中学校において使用する器具が異なること、作品の一時保管が必要になることを踏まえ、2室計画
	④家庭科教室	・調理や被服に係る実習のための教室 ・授業数が少なく、普通教室での座学で対応できる範囲も多いことから、被服室と調理室の機能を兼用する。 ・児童生徒の体格差に対応する必要はあるが、高さ調整機能付き調理台の採用等で対応可能なため、1室計画
	⑤技術室	・木工、金工、電気など、ものづくりや技術的な課題解決を学ぶための教室 ・主に高学年の利用が中心であり、授業数も少ないため、1室計画
	⑥多目的教室	・英語など授業や習熟度別や少人数授業を行うための教室 ・普通教室の予備教室としての機能を有し、1室計画
	⑦ラーニングセンター	・従来の図書室やコンピュータ室、多目的室などを統合・再編成した、子ども達の主体的・協働的な学びを支える学習空間 ・富来ふるさと学習コーナーを併設 ・普通教室からのアクセス性、利便性に配慮した配置に、1室計画
3) 管理諸室群	①校長室	・校長の執務のほか、来客の応接室を兼ねる
	②職員室	・学校職員が待機し、授業準備等を行う部屋 ・小・中学校の教職員による連携強化を実現するため、一体的に計画（1室） ・職員室とは別に、普通教室に近いフリースペース内に教師待機場所（机と椅子を配置）を確保
	③保健室	・健康診断、健康相談、救急処置等を行うための部屋 ・シャワー室、カウンセリング室を併設 ・学校事務を行う部屋
	④事務室（守衛室）等	・学校の事務、学校への訪問者の受付・管理等を行う部屋 ・必要に応じスクールバス運転手や校務員の待機場所を兼ねる
	⑤会議室（応接室）	・教職員が各種会議に用いる部屋及び来客に対応する部屋 ・間仕切り壁等により空間区分 ・PTAの会議にも利用
	⑥印刷室・放送室	・資料等の印刷、校内放送等を行う部屋

表 屋内施設への導入諸室一覧（2/2）

区分	諸室	概要
3) 管理諸室群	⑦相談室	・児童生徒、保護者等からの各種相談を受けるプライバシーに配慮した部屋
	⑧職員用更衣室	・職員の着替えに用いる部屋（男女別） ・シャワールームを併設
	⑨トイレ、手洗い等	・児童生徒用とは別に設ける職員、来客者、PTAが利用するトイレ、手洗い場
	⑩倉庫	・学校施設の管理に必要な各種道具等を保管する倉庫
4) 共通空間	⑪機械室	・学校施設が提供する水道・電気・冷暖房などの各種機能を維持するための装置が備え付けられた部屋
	①配膳室	・給食の準備を行う場所
	②ランチルーム	・各学年が集いながら昼食を摂る空間 ・児童生徒間の交流促進をはじめ、場合によっては保護者間や地域との交流会など多目的な空間として活用
	③フリースペース	・廊下と一体的な空間で、児童生徒の交流の場、展示・作業スペース等となるフリースペース ・児童生徒が滞留できる中庭的な空間
	④玄関・昇降口	・出入口に配置される玄関 ・下駄箱、傘立て、スロープなどを配置 ・児童生徒用とは別に職員・来賓用玄関を設置
	⑤トイレ、手洗い場、 流し場、水呑場	・児童生徒数に対応した男女別、多機能トイレ、手洗場、水呑場等
	⑥廊下・階段・エレベータ	・校舎内の水平、垂直移動の経路、避難路としても機能 ・車いす利用者、けが人等のためのエレベータ
	⑦教材・教具の作成、 収納空間	・教材、教具及び児童の作品等を種類に応じ、分類して保管、管理する空間
5) 屋内運動場 ※富来地域避難拠点施設内	⑧児童生徒会室	・児童生徒会の活動、作業の場、PTA 会合等にも利用
		・主に屋内で体育を行う体育館、儀式的行事、各種集会、発表会等の会場 ・放課後児童クラブ、柔道場（和室）のほか、トイレ、トレーニングルーム等必要諸室を配置 ・屋内運動場競技面は災害時には避難スペースとして、柔道場（和室）は災害時にはリラックスマームとして利用

表 屋外施設への導入諸室一覧

諸室	概要
①屋外運動場	・運動や遊戯を行う広場で、主に屋外での体育や、昼休みなどの遊び場として使用 ・据え置き型の遊具施設を校庭の一面に設置 ・校庭を利用するクラブに対応した部室（独立棟）の設置 ・災害時には主に避難者の駐車スペースとして活用
②屋外教育環境施設	・オープンスペースでの環境学習等に利用
③緑地	・高木、中木、低木、生垣などの植栽 ・エントランス空間をはじめ、敷地周囲など景観的配慮、防犯、防じん、防音等が必要な箇所に配置
④その他	・門扉、境界フェンス、駐車場、駐輪場、スクールバス乗降場所など

9 導入諸室等の概要（富来地域避難拠点施設）

富来地域避難拠点施設建設にあたって導入する諸室を以下に示します。

表 富来地域避難拠点施設への導入諸室一覧（1/2）

区分	諸室	利用方法・主体イメージ	
		平時	災害時
(1) 屋内運動場	①競技面	・学校利用 ・地域住民が利用 (*)児童生徒が利用しない日時に限定	・避難スペースとして利用
	②ステージ	・学校利用	・支援物資等の一時保管場所等として利用
	③柔道場（和室）	・学校利用 ・地域住民が利用(*)	・畳敷きのリラックスメームとして利用
	④トレーニングルーム	・同上	・避難者の健康維持のために利用
	⑤ミーティングルーム	・同上	・スタッフルーム、休憩・仮眠室等に利用
	⑥更衣室	・同上	・避難者利用
	⑦トイレ	・同上	・避難者利用
	⑧体育倉庫	・学校利用	—
	⑨部室	・学校利用	—
	⑩階段・エレベータ	・地域住民が利用(*)	・避難者、スタッフ等が利用
	⑪放送室	・学校利用	・スタッフ利用
(2) 放課後児童クラブ機能 放課後児童クラブ	・放課後児童クラブ利用	—	
(3) 図書・遊戯・休息機能	①図書コーナー	・地域住民が利用	・避難者、地域住民利用
	②キッズスペース	・子ども連れの地域住民が利用	・子ども連れの避難者が休憩スペースとして
	③ラウンジ	・地域住民が利用	・避難者が休憩スペースとして利用
	④テナントスペース	・飲食店出店の場合、飲食店関係者が利用	—
	⑤エントランスホール	・施設利用者、職員が展示スペース、情報発信スペースとして利用	・職員等（避難受付、情報掲示場等として利用）
	⑥トイレ	・施設利用者が利用	・避難者利用
(4) 避難拠点機能	①ホール（大・小）	・多目的ホールとして地域住民が利用	・避難スペースとして避難者が利用
	②備蓄倉庫	—	・町が利用
	③スタッフ・ボランティアルーム	・多目的ホールとして地域住民が利用	・スタッフ、ボランティアが利用
	④調理室	・料理教室等に地域住民が利用	・避難者への食事提供等に利用
	⑤洗濯室	—	・主に避難者が利用

表 富来地域避難拠点施設への導入諸室一覧（2/2）

区分	諸室	利用方法・主体イメージ	
		平時	災害時
(4) 避難拠点機能	⑥ベビールーム	・施設利用者等で必要な人が利用	・避難者のうち必要な人が利用
	⑦シャワールーム	—	・避難者、スタッフ、ボランティアが利用
	⑧ゴミ保管庫	・職員等	・同上
	⑨トイレ	・施設利用者、職員	・同上
	⑩倉庫	・職員等	・職員等
	⑪事務室	・職員等	・職員等
	⑫階段・エレベータ	・施設利用者、職員	・避難者、スタッフ、ボランティアが利用

10 各施設における避難区画・避難者収容可能人数の考え方

災害時の避難施設として、富来義務教育学校及び富来地域避難拠点施設における避難区画、避難者の収容可能人数の考え方を以下に整理します。

■避難区画

一般的な避難区画は、スフィア基準*に基づいた3.5㎡/人ですが、本町で備蓄している避難用テントの大きさを考慮して、4㎡/人を基準とします。

*スフィア基準：人道憲章と人道対応に関する最低基準のこと。

11 整備スケジュール

■施設の整備手順イメージ



- 重要なアクセス路線としての(都)領家町八幡線を先行的に整備（工事車両動線として利用）
- 既存校舎を継続利用しつつ、富来地域避難拠点施設と校舎（エントランスコート含む）を着工
- 教職員・一般駐車場整備も順次整備

- 富来地域避難拠点施設、校舎完成後、既存校舎解体
- 計画地内東西路線、給食配送車アプローチ路を整備（とぎ第2団地敷地一部先行利用）
- 計画地内東西路線と一体的に、来賓・一般駐車場及びスクールバス乗降場所を整備

- 屋外運動場、その他外構部を整備
- とぎ第2団地移転後、富来地域避難拠点施設駐車場を整備

※ここに示す整備手順は本計画策定時点でのイメージであり、今後、設計段階において具体化していくものとします。

■整備スケジュール

計画策定後の整備スケジュールを下表の通り想定します。

	令和7年度		令和8年度				令和9年度				令和10年度				令和11年度				
	10	1	4	7	10	1	4	7	10	1	4	7	10	1	4	7	10	1	
					step 1				step 2				step 3						
基本設計・実施設計プロポーザル	→																		
基本設計・実施設計		→ 基本設計		→ 実施設計															
富来地域避難拠点施設新築工事					→ 新築工事(18か月)														
富来義務教育学校新築工事								→ 新築工事(18か月)											
開校準備等								→ 開校に係る準備委員会				→ 引っ越し							
旧校舎解体工事														→ 解体工事(6か月)					
グラウンド・外構整備工事																→ グラウンド・外構工事(8か月)			

令和11年4月
開校予定